

臭気指数とは

臭気指数規制は、人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を判定する規制方法です。

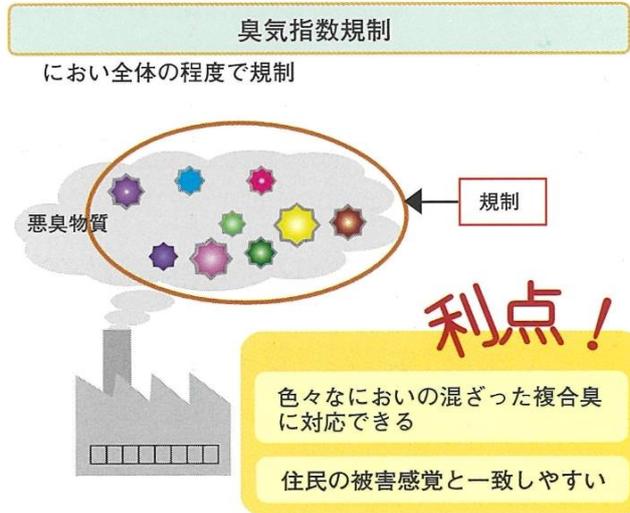
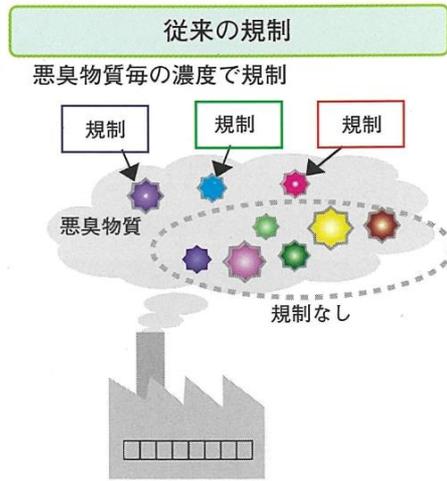
臭気指数は、事業場で採取した空気や水を無臭空気(水)で希釈して、嗅覚検査に合格した6名がにおいをかぎ、においのしなくなったときの希釈倍率から算出します。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \log(\text{希釈倍率})$$

例えば

- 採取した空気を無臭空気 10 倍に薄めたときににおいがしなくなったら → 臭気指数 $=10 \times \log(10) = 10$
- 採取した空気を無臭空気 30 倍に薄めたときににおいがしなくなったら → 臭気指数 $=10 \times \log(30) = 15$

これまでの規制との違いは



規制基準

敷地境界の規制基準

住居系地域	臭気指数	10
商業系地域		13
市街化調整区域		
工業系地域		15
都市計画区域外		

住居系地域：第1・2種低層住居専用地域 第1・2種中高層住居専用地域
第1・2種住居地域、準住居地域
商業系地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域
工業系地域：工業地域、工業専用地域



規制基準には、工場・事業場の敷地境界、気体排出口、排出水の3つの基準があります。

- 敷地境界の規制基準：上表のとおり
- 気体排出口の規制基準：最大着地濃度が敷地境界の規制基準に適合するように、大気拡散式を用いて事業場ごとに算出
- 排出水の規制基準：敷地境界の規制基準+16